

平成 27 年度第 1 回鳴沢村市総合教育会議議事録

日 時 平成 27 年 8 月 28 日 (金)
午前 9 時 3 0 分から午前 1 0 時 3 分
場 所 鳴沢村役場 2 階議員控え室
出席者 小林 優 (鳴沢村長)
渡辺 千秋 (鳴沢村教育長)
渡辺 邦男 (鳴沢村教育委員)
渡辺 虎英 (鳴沢村教育委員)
小林 孝 (鳴沢村教育委員)
渡辺 房貴 (鳴沢村教育委員)

事務局 渡辺 伸一 (総務課長)
渡辺 積 (総務課長補佐)
清水 千恵 (教育委員会主査)

平成 27 年度第 1 回 鳴沢村総合教育会議次第

日時：平成 27 年 8 月 28 日（金）
午前 9 時 30 分～
場所：鳴沢村役場 2 階会議室

1. 開会
2. 村長挨拶
3. 議題
 - 1) 鳴沢村総合教育会議設置要綱（案）について
 - 2) 鳴沢村教育大綱（案）について
 - 3) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について
 - 4) 児童、生徒等の生命又は身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置について
 - 5) 次回開催予定について
 - 6) その他

1、開会

【総務課長】

只今から平成 27 年度第 1 回鳴沢村総合教育会議を開催いたします。
はじめに、村長からご挨拶を申し上げます。

2. 村長挨拶

【村長】

本日はお忙しい中、平成 27 年度第 1 回鳴沢村総合教育会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

皆様ご承知のとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が昨年 6 月に改正・公布され、本年 4 月 1 日から施行されております。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しながら、首長と教育委員会の連携を強化することが目的であり、村の教育課題や目指す姿を共有し、連携して教育行政を推進することとされております。

この会議では、お互いが独立した立場であることを尊重し、大綱の策定、教育を行うための諸条件の整備、重点的に講ずべき施策、児童、生徒等の緊急時の措置などについて協議や調整を行っていききたいと思います。

どうか、よろしく申し上げます。

3. 議題 1) 鳴沢村総合教育会議設置要綱（案）について

【総務課長】

それでは、早速ですが議題に入ります。

議題 1)、総合教育会議設置要綱（案）について、ご説明を申し上げます。

本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき村長が設置するものでございます。

総合教育会議は、決定機関や村長の諮問機関ではなく、村長と教育委員会の協議、調整の場という位置づけになっております。

設置に当たりまして、条例、規則等で定める必要はございませんが、要綱という形で調製をしたところでございます。

それでは、事務局から説明を行います。

【総務課事務局】

総合教育会議設置要綱（案）の朗読と説明

【総務課長】

ただいま説明いたしました要綱案について、協議していただきたいと思いますが、何かご意見はございませんか。

※意見等なし

議題1) は、原案のとおり承認されました。

なお、要綱は本日、平成27年8月28日から施行とさせていただきます。

それでは、本会はこの要綱に則って進めさせていただきます。

要綱第4条第にごございますとおり、村長が会議の議長となることから、ここから進行を村長にお願いすることといたします。

それでは村長よろしくお願いいたします。

議題2) 鳴沢村教育大綱(案) について

【村長】

それでは要綱の規定に基づいて、議長を務めさせていただきます。

議事の進行に皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

早速ではございますが、鳴沢村総合教育会議設置要綱 第2条の所掌事務について、協議して頂きたいと思います。

なお、本村においては、従来から行政と教育委員会が一体となり、教育環境の整備や教育・文化の振興を図ってきている訳でございます。

そのため、鳴沢村教育大綱(案) の策定に関する事務に関しましては、教育委員会に委任してあります。

案をもとに、この場で協議・調整を尽くし大綱を策定したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題2) 鳴沢村教育大綱(案) について事務局の説明を求めます。

【教育委員会事務局】

鳴沢村教育大綱(案) の朗読と説明

【村長】

ただいま説明がありました鳴沢村総合大綱(案) ですが、大綱は、地域の実情に応じ定めることとなっております。

鳴沢村の大綱(案) につきましても、村の総合計画を考慮した上で定めているところでございます。

この大綱(案) について、協議していただきたいと思いますが、何かご意見はございませんか。

※意見等なし

議題 2) は、原案のとおり承認されました。

議題 3) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について

【村長】

次に議題 3) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について、協議して頂きたいと思います。

皆さん、何かご意見はございますか。

【渡辺邦男教育委員】

小学校、総合センターなどの教育施設について、老朽化も進んでおります。修繕を実施して頂いている訳ですが、今後も安全対策及び教育環境の向上のために、修繕・改修等にかかる予算確保をお願いいたします。

【村長】

貴重なご意見ありがとうございます。限られた予算の中ではございますが、子どもの安全を第一に考え予算措置していきたいと思います。

※その他、意見等なし

議題 4) 児童、生徒等の生命又は身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置について

【村長】

次に、議題 4、児童、生徒等の生命又は身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置について、事務局の説明を求めます。

【総務課事務局】

こちらは、自殺や暴力、体罰など重大な事案に発達するような事件が生じた場合を想定しております。

日頃から、学校、教育委員会、PTA等が一体となり、このような事態が起きないように、取り組んでいただいております。本日、特に協議して頂く案件はございません。

今後、万が一重大な事件が生じた場合には、首長の判断により、総合教育会議を開催し、協議・調整等を行って頂くこともございますので、

よろしくお願ひいたします。以上で、説明を終わります。

【村長】

ただいまの事務局からの説明に何かご意見・ご質問はございませんか？

※意見等なし

ありがとうございます。

緊急を要する事態が生じた場合は、総合教育会議を開催させて頂くこともございますので、よろしくお願ひいたします。

議題 5) 次回開催予定について

【村長】

次に議題 5、次回開催予定について事務局の説明を求めます。

【総務課事務局】

次回の開催につきましては、鳴沢村総合教育会議設置要綱第 2 条の所掌事務が生じた場合に、村長からご連絡させていただきます。

なお、緊急の場合を除いては、今回同様にできる限り教育委員会の定例会時に開催させて頂きたいと思ひます。

また、同要綱第 4 条第 2 項及び、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、教育委員会から総合教育会議の招集を求めて頂くことが出来ますので、協議や調整が必要な場合は、総務課又は教育委員会事務局までご連絡頂けますようお願ひいたします。以上で、説明を終わります。

【村長】

ただいまの事務局からの説明に何かご意見・ご質問はございませんか？

※意見等なし

それでは、議題 5 の次回開催予定につきましては、事務局で調整し、ご連絡させて頂きたいと思ひます。

また、教育委員会から開催のご希望がございましたら、ご連絡頂けますようお願ひいたします。

議題 6) その他

【村長】

次に、議題 6) その他となりますが事務局からは何かありますか？

【事務局】

特にございません。

【村長】

皆さんにかかっていますか？

※意見等なし

鳴沢村の生徒で、中学校に不登校の子どもがいる様ですが、どの様な状況か。

【教育長】

はい、現在 3 学年に不登校の子どもが 2 名おります。1 名は一年生の時から、もう 1 名は三年生になってから不登校となっております。

いずれも、いじめが原因であるとは伺っておりません。

また、小学校では一年生で 1 名、体調不良により欠席の多い子どもがおります。

【村長】

教育委員会では、小学校のみならず、中学生についても不登校・いじめ等の問題に対応して頂けるようご配慮をお願いします。

それでは他には何も無いようですので、第 1 回鳴沢村総合教育会議を閉会させていただきたいと思えます。

ご協力ありがとうございました。